

概要 | 01

「経費で落ちる」とは どのような状態?

A. 支出を経費に計上できるということ

「経費で落ちる」費用とは、経理処理時に費用に計上できる支出のことです。そして、支出を経費にするためにはレシートが必要で、レシートがあれば経費になる、と思っている人がいますが、実際は違います（右図参照）。費用に計上できる支出であるためには、3つのルールに合致しているかが重要なのです。

- ① 事業に関連した支出であること
- ② 同業者が経費処理する範囲と大きくブレがないこと
- ③ レシートなどの支出の実態を把握できる資料があること

事業に関連した支出とは、収入を得るために必要な支出です。収入を得るために直接・間接的に必要ではない支出は、経費になりません。また、同業者が経費処理する範囲と大きくブレがないことは、課税の公平性があるかという問題です（18ページ参照）。特殊なビジネスであれば別ですが、飲食業やデザインなどの事業を行っている場合、支出が同業者と同程度の範囲であることもポイントになります。そして、レシートなどの領収書の有無は、実はそこまで大切ではありません（34ページ参照）。

経費になる支出

- デザインの仕事を受注し、そのデザイン作業の一部を外注の人に支払った、外注費
- 新たな仕事を得るために取引先を接待した際に支払った飲食代金
- 取引先との商談後に、同行した同僚と商談内容をまとめるために入った喫茶店のコーヒー代
- 取引先へ訪問する際にかかった電車代、タクシー代
- 仕事に必要なパソコンなどの購入費
- 新規事業を検討・研究するために購入した書籍代

どれも事業を行うために必要な支出です



税務署

経費にならない支出

- 家のリフォームにかかった費用
- 家族と食事をしたファミレスでの食事代金
- 友人との旅行代金
- 自宅で使うエアコンや冷蔵庫の購入代金
- 借入金の返済
- 生命保険料の支払い

事業には直接関係がない支出です



税務署

事業を行うために借入金は必要ですが、借入をした際に収入とならないため、返済のときも支出とはなりません。一方、生命保険は、事業に生命保険の加入は必ずしも必要ではなく、また生命保険控除という別のルールがあるため、経費とはなりません

経費になる／ならないの判断基準はどこにある？①

A. 「事業関連性」があると経費になる

経費になる＝費用に計上できる、とわかりましたが、経費になる／ならないは「事業関連性がある支出か否か」で判断できます（右上図参照）。**事業関連性のある支出とは、事業運営において必要不可欠な支出のことです。**事業を運営するにあたって、仕入れや給料などの人件費、福利厚生費、地代家賃など、さまざまな支出が発生します。それらの支出が事業運営において必要不可欠かどうかを「**その事業を行わなければ支出が発生する機会がないか**」という基準で判断でき、発生する機会がない支出が事業関連性のあるものとなります（右下図参照）。

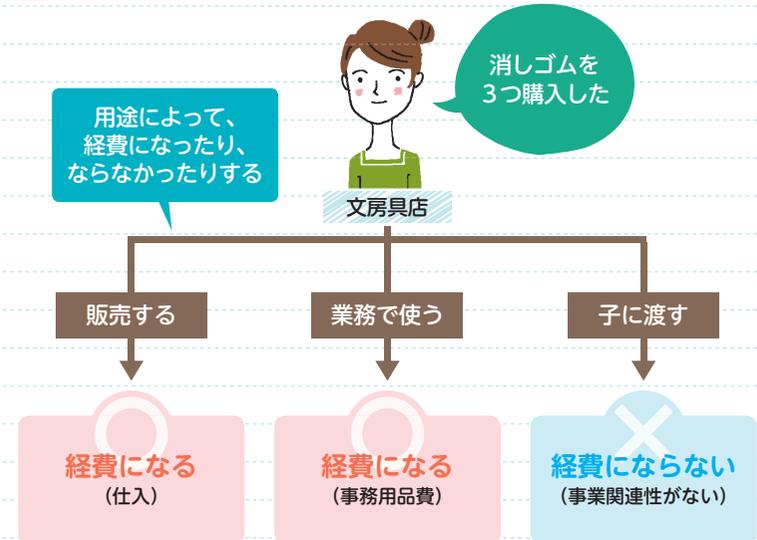
たとえば、飲食店を経営していると発生する、食材の仕入や調理道具の購入、アルバイトへの給料、制服の購入などは、その事業を行わなければ支出する機会がないものと考えられ、事業関連性があるといえます。一方、友人との飲食代金や自宅で使用する文房具や電化製品の購入などは、事業を行っていなくても支払わなければならない支出です。つまり事業関連性のある支出ではないので、経費にはなりません。

経費になる／ならないの判断基準



事業関連性の例

✓ 文房具店が消しゴムを購入した場合



概要 | 05

税務署は領収書のどこを確認する？

A. 但書や費用の内容を中心に見る

経費処理などの会計が適切に行われているかどうかを判断するために税務署が見るのが、帳簿と領収書です。帳簿とは、売上などの収入や経費の内訳を取りまとめた資料のことで、一般的な会計ソフトを使って経理処理をしていると必ず作成されています。帳簿には売上や経費だけでなく、保有している資産や借金についても詳細に記録されています。

そして、帳簿に記載されている費用の内容の詳細を知るために、税務署は領収書を見ます。帳簿に書かれた費用と但書やレシートの内容が一致するか、その費用の内容は経費として計上しても問題がないものかどうかを、税務署は事業関連性や課税の公平性の基準で判断します（右図参照）。

また、**架空経費がないかもチェックしています**。たとえば同日の飛行機チケットや同日の別場所での宿泊費の有無などです。いずれにしても、ルールに沿って経費計上しているかどうか、という点を確認しているので、宛名が漏れていることや整理整頓の状態を見ているわけではありません。

税務署が確認するポイント

令和2年	摘要	仕丁	借方	令和2年	摘要	仕丁	貸方		
					4	1	仕入	1	1000

妥当な仕入内容だから経費になる



税務署

帳簿と領収書の内容が**一致**

領収書
¥1000
但し:消しゴム購入のため
〇〇商会株式会社

令和2年	摘要	仕丁	借方	令和2年	摘要	仕丁	貸方		
					4	1	仕入	1	11000

領収書の金額より多い額を帳簿に記入している。架空経費だろう



税務署

帳簿と領収書の内容が**不一致**

領収書
¥1000
但し:資材費のため
〇〇文具株式会社

概要 | 03

宛名が書いていない
領収書も有効？

A. 宛名の有無はそれほど問題ではない

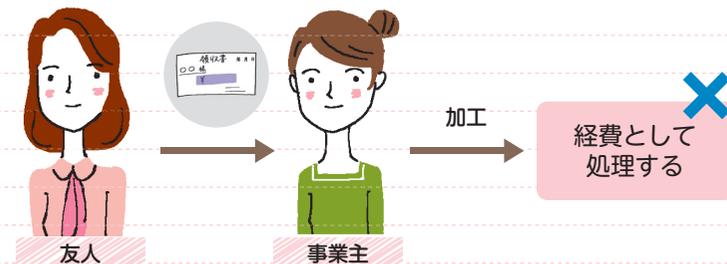
領収書に宛名が記載されていなくても、税務調査の際に、経費として処理することを否定される可能性は低いです。

ただし、手書きの領収書の宛先が空欄だと、印字されたレシートよりも記載されている情報量がより少なくなるため、本当に経費として認められる支出なのかの説明が難しくなってしまいます。**宛名が記載されていると、経費としての実在性を説明する根拠の1つになる**ので、手書きの領収書の場合は、とくに記載してもらうようにしましょう。宛名は会社名でなくとも、個人名でも屋号でもかまいません。

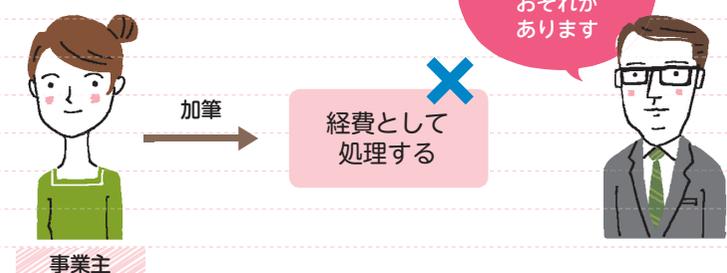
また、手書きでもらう領収書の内容は、すべて発行元が記入しなければなりません。空欄の宛名に書いたり、他人から宛名空欄の領収書をもって自社の名を書いたりするだけでも罪に問われることがあります（右図参照）。仮に領収書を改ざんした場合、有印私文書変造罪などの罪になるとともに、**改ざんした領収書を用いて脱税したことが税務調査時に判明した場合は、重加算税が課せられるおそれがあります。**

領収書の改ざん例

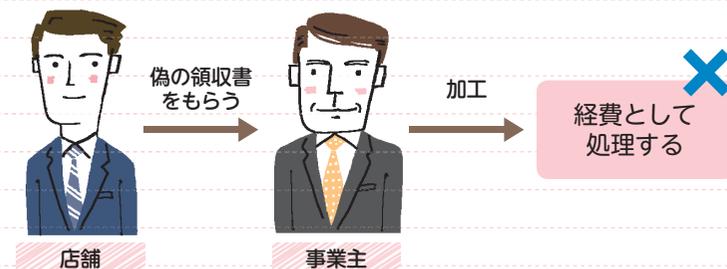
- ✓ 他人から宛名空欄の領収書をゆずってもらう



- ✓ 0や1を加筆して金額を調整する



- ✓ 但書に事実と異なる内容を記載してもらう



架空経費で脱税をするとどうやってバレる？

A. 見る人が見るとバレるもの

領収書に関する脱税テクニックが数多く出回っていますが、架空経費での脱税は「見る人が見るとバレる」ものです。会計や税務に携わる私は、ミクロの視点とマクロの視点で脱税しているか否かを調べていきます。

ミクロの視点の例は、領収書に記載されている支払い方法の箇所です。クレジットカードや交通系ICでの支払いの場合、領収書にカード番号が記載されていることがあります。その場合、会社や事業主が**保有しているクレジットカードの番号と照らし合わせ、領収書のカード番号と一致しない場合は、脱税の可能性が高い**と判断します。

マクロの視点では、貸借対照表を見ます。売上と経費が記載されている「損益計算書」のほうが重要だと思うかもしれませんが、会社の資産などが記載されている**「貸借対照表」が税務調査では重視されます**。その中でも、個人事業主の場合は、「現金」「事業主貸（借）」、法人の場合は「役員未払金」の内訳を見て、脱税があるかどうか判断するケースがあります。

貸借対照表で注意する科目

貸借対照表			負債・資本の部		
科目	4月1日 (期首)	3月31日 (期末)	科目	4月1日 (期首)	3月31日 (期末)
現金	200,000	230,000	支払手形	0	0
当座預金	0	0	買掛金	400,000	440,000
			借入金	9,000,000	8,000,000
			未払金	400,000	500,000
受取手形	0	0	前受金	0	0
売掛金	100,000	150,000	預り金	0	0
有価証券	0	0			
棚卸資産	200,000	230,000			
前払金	0	0			
貸付金	0	0			
建物	0	0			
建物付属設備	8,320,000	7,600,000			
機械装置	0	0			
車両運搬具	0	0		0	0
工具 器具 備品	0	7,800,000	貸倒引当金		
			事業主借		10,000
			元入金	5,200,000	520,000
			青色申告		8,500,000
事業主貸		30,000	合計	99,200,000	26,100,000
合計					

異常に多いと、売上に計上せず、会社の金庫に入れている可能性を疑われる

役員報酬を一部後で払って、所得税を納めない可能性を疑われる

たとえば、額が異常に多いと、そのお金はどうやって捻出したのか、何に使っているのか疑われる

基本 | 06

奥さんを雇って支払った
給与は経費になる？

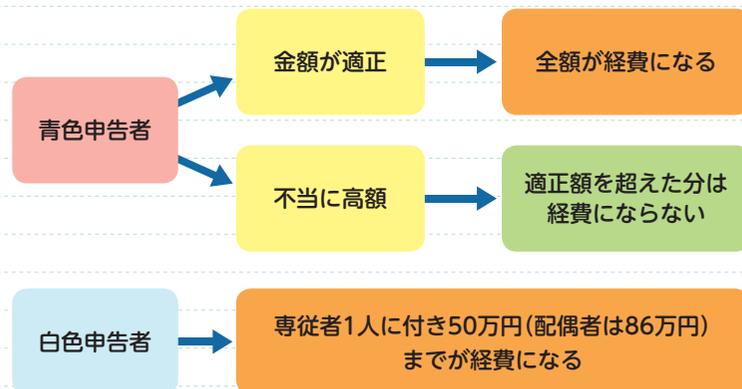
A. 場合によっては経費になる

個人事業主の場合、ケースによりますが、一部または全額が経費となります。

奥さんに限らず、白色申告の人が配偶者および親族に対して支払う給与を「専従者給与」といい、青色申告の人が配偶者および親族に対して支払う給与を「青色事業専従者給与」といいます。**白色申告の場合、事業専従者控除額は、配偶者86万円、その他の親族は50万円と決められています。**一方、青色申告の場合は、妥当性のある報酬であれば、その全額が経費となります。

青色事業専従者給与を経費として処理するためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出が必要です。この書類は、その年の3月15日までに提出しなければなりません（新たに事業を始めたときや、新たに青色事業専従者になった人がいるときは、2カ月以内に届け出ます）。また、青色事業専従者の全額を経費にする場合、3つの条件を満たさなければなりません（右図参照）。なお、法人の代表取締役の家族を雇い、支払った給与は、社会通念の範囲であれば全額経費になります。

申告者別専従者給与の経費処理方法



青色事業専従者および白色事業専従者は、所得控除である「配偶者控除・扶養控除」の対象にはなりません！

青色事業専従者の給与を全額経費にできる条件

- ① 専従者が青色申告者と生計を同一にする配偶者および親族であること
- ② 当該年度の12月31日に15歳以上であること
- ③ 青色申告者の事業に6カ月を超えて専従していること

基本 | 13

福利厚生費について 税務調査でのポイントは？

A. 業務に関係あるか否か

そもそも福利厚生費とは、従業員に関する慰安やイベント費用など、社内の行事に際して支出される費用のことです。ただし、右図の通り、福利厚生費のラインは曖昧になっています（右上図参照）。ですが、税務調査で注意深く見られるポイントは曖昧ではありません。ポイントは2つ。1つ目は、家族や友人など、仕事に直接関係のない人々との慰安やイベント費用などが含まれていないかという点です。福利厚生費か否か、という以前に、業務に関係がない支出は費用と認められません。2つ目は、福利厚生費という名の「現物給与」となっていないか、という点です。税務調査で現物給与と判断された場合は、源泉所得税の徴収漏れとなり、延滞税に加え、本来納税すべき金額の10%が課税されてしまいます（右下図参照）。福利厚生費として認めてもらうためにも、全従業員が対象であること、金額が常識の範囲内であること、といった点に注意し、領収書にはその内容をメモするように意識しておきましょう。

福利厚生費の判定ラインとポイント

福利厚生費の判定ライン

- ・創立記念日や国民の祝日などに際し供与される飲食に要する費用である
- ・従業員など（過去に従業員であった者を含む）、またはその親族のお祝いやご不幸などに際して、一定の基準に従って支払われる費用である

これら費用は、あくまでも常識の範囲内の金額に限り認められます。また、その制度を全社員が利用できるものである必要があります



現物給与と認定されると追加で発生する税金

税金の種類	納税額
不納付加算税	原則10%（自主的に納めれば5%） 例：半年分の源泉徴収が50万円の場合、納税額は約50万円。この50万円の納付が遅れてしまうと、自主的に納付した場合、2.5万円の納付する
延滞税	次の式により計算した金額の合計額(①+②) ①：納付期限より2カ月まで：「納付すべき税額」×「年度ごとに変更する一定の割合（平成29年は2.7%）」÷365日 ②：2カ月から完納まで：「納付すべき税額」×「年度ごとに変更する一定の割合（平成29年は9.0%）」÷365日

基本 | 15

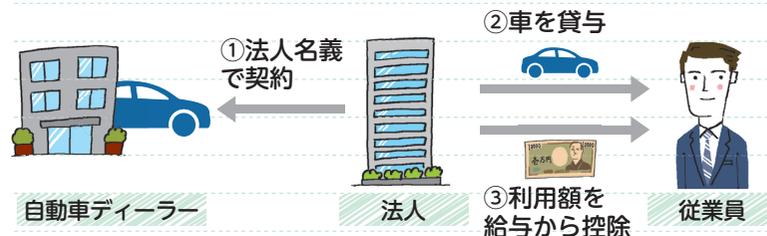
事業用とプライベート用で買った車は経費になる？

A. 事業用の使用分は経費になる

法人でも個人事業主でもプライベート利用に関する箇所は、経費となりません。一方、事業用の利用に関しては当然、経費になりますが、法人と個人事業主とは処理方法が異なります。まず法人の場合、法人の名義で契約をしましょう。その上で「会社の車をプライベート利用で貸与した」ことになるため、**毎月の給与計算の際に、社用車のプライベート利用相当額を給与から控除します**（右上図参照）。利用相当額は、プライベート利用日数をカウントするなど利用実態を把握して1日あたりの単価を設定し、それを掛け合わせて、算定しましょう。

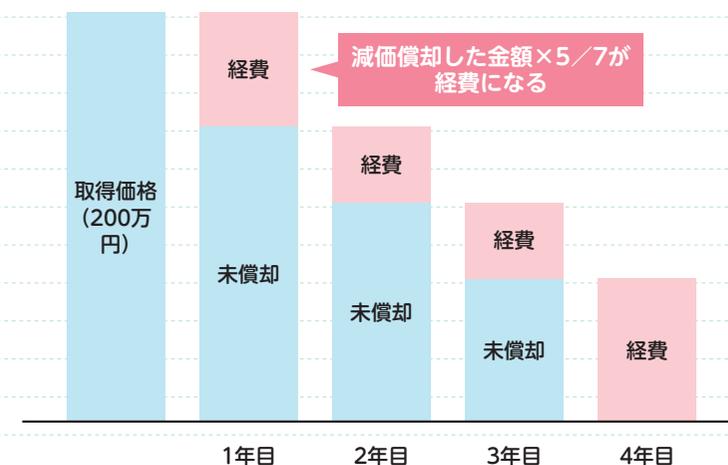
一方、個人事業主の場合で従業員がプライベートで利用する際は法人の管理方法と同じですが、従業員がいない場合では「家事按分」という方法をとります（右下図参照）。**家事按分とは、自宅兼事務所の家賃など、プライベート用と事業用の双方が混ざった支出である場合、事業で使用する比率分のみを経費に計上すること**です。月曜日から金曜日までを仕事、土日をプライベート利用と考え、購入費の7分の5を経費に計上するとよいです。

法人が従業員に車を貸す場合



家事按分時の減価償却方法

✓ 200万円の車を購入した場合



※1週間のうち5日間仕事利用した場合

基本 | 02

そもそも交際費とは？ 会議費って何？

A. 1人5000円以下の飲食費は会議費

交際費と会議費の違いは多くの人が気にする点です。

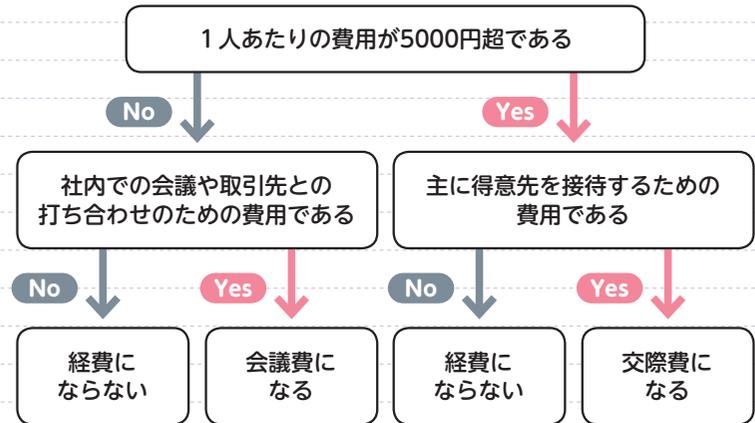
基本的に、交際費は主に得意先を接待するためにかかった費用を、会議費は社内での会議や取引先との打ち合わせにかかった費用を指します。**1人5000円を超える飲食費は交際費、1人5000円以下の飲食費であれば会議費**と認識しておけばよいかもしれません（右図参照）。

ちなみに、法人の場合、交際費として計上できる金額に制限があります。資本金1億円以下の法人は、年間800万円まで、もしくは接待飲食費の50%のうちいずれか多い金額を損金扱いにでき、資本金1億円を超える法人は、接待飲食費の50%が損金扱いにできます。

一方、個人事業主には限度額がありません。しかし、限度額がないからといって、なんでも計上してよいわけではありません。「得意先や近いうちに得意先になる見込みのある人との飲食」、つまり、利益を出すために必要な支出であることが前提です。

交際費と会議費の見分け方

☑ 飲食代の場合



交際費や会議費とするための領収書の記載事項

その飲食などのあった年月日

金額、飲食店などの名称、所在地

領収書	
¥2500-	
2020年10月1日	〇〇喫茶店 東京都△△区1丁目番11

参加者数
(裏面にメモする)

参加した得意先や仕入先、
関係者などの氏名または
名称と関係性(裏面にメモする)

「〇〇の打ち合わせ」
など参考となるべき
事項(裏面にメモする)

基本 | 05

懇親会としてゴルフをしたら経費になる？

A. 経費計上できるが、無制限ではない

業種によっては懇親や交際をかねてのゴルフの接待はよくある話かと思います。これはゴルフだから経費になり、ほかのスポーツだったら経費にならない、というわけではありません。仕事の関係上、必要な懇親であれば内容を問わず経費になるので、当然、野球の観戦やサッカーの観戦の費用も経費になります。また、稀かもしれませんが、将棋やe-sportの観戦費用ももちろん経費になります。ただし、これも**事業内容・事業規模から判断して妥当な金額であり、かつ、支出回数が常識的範囲である**ことが重要なポイントです（右上図参照）。

なお、社内で野球部やフットサル部といった、従業員のサークル（部活）をつくり、活動を認めている会社がありますが、この場合でも要件を満たせば、「福利厚生費」として活動費を経費にできます。

ただし、外部から人を呼んだり、従業員以外の人といっしょに活動したりする場合は交際費となります（右下図参照）。

懇親会の費用を経費にできる条件

- ① 事業内容・事業規模から判断して妥当な金額である
- ② 回数が常識的な範囲である

▶ 両方満たしていれば
経費になる



税務署

どちらか欠けたら
経費とは
認められません

社内部活を経費にできる条件

サークルへの参加が自由で誰でも参加できる

参加資格や特定の人物しか参加できない場合は認められない

会社の補助金が本来の目的に使用され明確である

補助金の用途が不明瞭な場合は認められない

打ち上げや祝賀会などの飲食代が会議費程度である

1人あたり5000円を超える費用は認められない

▶ すべて満たせば**福利厚生費**として
経費になる

※外部の人も参加している場合、その分は交際費になる